

ふる里農村公園
「グリーンビレッジ横川」

指定管理者募集要項

目 次

1	指定管理者制度について	2
2	募集の概要	2
	(1) 施設の名称	
	(2) 指定期間	
	(3) 指定手続	
	(4) 募集等スケジュール（予定）	
3	設置目的と目指すべき施設像、利用者像及び成果	2
4	管理運営上の課題、基本的方向性	3
5	指定管理者が管理する施設の概要	3
6	応募資格	4
7	指定管理者候補者の募集	5
	(1) 募集手続	
	(2) 応募時の提出書類	
	(3) 留意事項	6
	(4) 募集に関する質問	6
8	指定管理者候補者の選定	6
	(1) 選定方法	
	(2) 選定基準	
	(3) 評価基準	
9	問い合わせ先および応募先	7

(資 料)

評価基準

農村公園の指定管理者提出書類一覧表

申請書類等（様式第1号～様式第8号）

令和3から令和5年度月別営業状況

(図 面)

- (1) 【図面 1】 信州たつのふる里農村公園案内図（兼土恋処よこかわ平面図）位置図
- (2) 【図面 2-1】 かやぶきの館平面図①
- (3) 【図面 2-2】 かやぶきの館平面図②
- (4) 【図面 2-3】 かやぶきの館平面図③
- (5) 【図面 2-4】 かやぶきの館平面図④
- (6) 【図面 2-5】 かやぶきの館平面図⑤
- (7) 【図面 3】 よりあい工房平面図
- (8) 【図面 4】 土恋処よこかわ体験小屋平面図

農村公園の指定管理者募集要項

1 指定管理者制度について

指定管理者制度は、公の施設の管理について、民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と行政コストの縮減等を図ることを目的とする制度です。

公の施設の管理を行う指定管理者は、地方公共団体の出資法人や公共的団体等に限らず、民間事業者等も議会の議決を経て指定されます。

2 募集の概要

辰野町では、食の健康拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成10年辰野町条例第23号）、交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成12年辰野町条例第18号）、滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例（平成11年辰野町条例第2号）、食の健康拠点施設の設置及び管理に関する規則（平成10年辰野町規則第15号）、交流促進施設の管理運営に関する規則（平成12年辰野町規則第29号）及び滞在型農園施設の管理運営に関する規則（平成11年辰野町規則第6号）で定める、農村公園の管理運営に関する業務を効果的かつ効率的に行い、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に、指定管理者を募集します。

(1) 施設の名称 信州たつのふる里農村公園「グリーンビレッジ横川」

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(3) 指定手続き

指定管理者の指定にあたっては、「辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（以下「手続条例」という。）および同条例施行規則に基づき、関係書類の審査およびヒアリング等を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、町議会の議決を得て指定を行い、その旨を告示します。

なお、選定結果は速やかに応募者全員に通知し、選定理由等を公表します。

(4) 募集等スケジュール（予定）

ア 募集要項の配布	令和 6年 9月 2日(月)～9月30日(月)
イ 募集説明会の開催	令和 6年 9月14日(土)午後1時30分かやぶきの館
ウ 申請の受付	令和 6年 9月 2日(月)～9月30日(月)
エ 指定管理者の候補者の選定	令和 6年11月上旬
オ 議会議決	令和 6年12月上旬
カ 指定管理者の指定	令和 6年12月中旬
キ 指定管理の協定の締結	令和 7年 1月～3月

3 設置目的と目指すべき施設像、利用者像及び成果

【設置目的】

- ・ 町民の利用に供することにより、住民の福祉の向上、農村の活性化、健康増進を図る。
- ・ 自然豊かな憩いの場を町民に提供することにより、町民文化の向上及び農業の振興に資する。
- ・ 地元地域及び町民と連携、交流することで農業体験、収穫体験及び食体験など農業の魅力に触れることができる機会の提供等を通じて農業に対する町民の知識及び理解を深める。
- ・ 観光振興として、この施設を拠点として周辺の自然的景観や農業とのふれあいによるグリーンツーリズムを推進するとともに近隣観光施設等と連携しながら滞在者や交流人口を増やす。

【目指すべき施設像】

- ① 田舎志向・ふるさと薬膳提供による癒しと憩いの場
- ② 四季折々の辰野産食材・農産物の提供、PRの場

- ③ 地元農家、町民が活躍できる場
- ④ 地元の農家や町民と触れ合い、交流できる場

【目指すべき利用者像】

- ① 町民（日帰り飲食・入浴、会食、地元土産の購入）
- ② ファミリー層（地産地消、地元産を好む自然志向派）
- ③ シニア層（素朴な田舎の良さを好むふるさと志向派）
- ④ 農家（農業指導、有機農産物や郷土食、食材の提供）

【目指す成果】

- ① 地元農産物の情報発信・販路拡大による有機農業の推進
- ② よりあい工房についての町民の認知度向上
- ③ 土恋処よこかわを通じた農業体験・交流による中山間地域の活性化
- ④ 運営を通じ町民や農家、地域と施設の関係性を深める

4 管理運営上の課題、基本的方向性

【管理運営上の課題】

- ・ 町民や町内農家との関り
- ・ 冬期間の利用者数
- ・ 立地、設備面での採算性
- ・ 施設、設備の老朽化

【基本的方向性】

- ・ 町民、農業関係団体、地域との関わりを深めるため、意見交換等を通じて運営指標を共有していただきたい。
- ・ 利用者増につなげるため、町内外に向けて施設の情報発信を実施し、特に町民の利用者増にむけての情報発信にも積極的にしていただく提案をしていただきたい。
- ・ 有機野菜やジビエなど地産地消の推進、郷土食が強い料理やふるさと菓子の提供等の提案をいただきたい。
- ・ 冬期間の施設全体または一部サービスの休業、営業内容や休館日の設置など管理運営上で特に必要と認められる場合は、提案をいただきたい。

5 指定管理者が管理する施設の概要

ア 名称

信州たつのふる里農村公園「グリーンビレッジ横川」（以下「農村公園」という。）

イ 所在地

辰野町大字横川2766番地他

ウ 敷地面積等

農村公園全体面積 借地138,185.76㎡（実測140,658.86㎡）

エ 農村公園の概要ならびに主な施設

本施設は、地域の豊かな自然と農山村資源を生かし、ふるさと体験や地元農家との交流ができる農村公園として整備されました。「食の健康」をテーマに料理や薬草湯を提供する「かやぶきの館」を中心に、交流促進施設「よりあい工房」、年間利用契約による滞在型農園「土恋処よこかわ」及び滞在型農園に附属する豊かな自然を体感できる森林空間「四季の森」などの施設です。

施設内容（詳細は別表の「各施設の仕様」に記載のとおりです。）

オ 規模その他施設の概要

(1) 食の健康拠点施設「かやぶきの館」

【本館】

構造 木造平屋建

建築面積 1634㎡建築面積

付帯施設 駐車場

【宿泊棟】

構造 木造平屋建

建築面積 685㎡

【薬草湯浴室棟】

構造 鉄筋コンクリート造

建築面積 404 m²

(2) 交流促進施設「よりあい工房」

構造 木造平屋建

建築面積 736 m²

付帯施設 庭

(3) 滞在型農園「土恋処よこかわ」13 区画

構造 木造二階建 敷地面積 300 m²×13 区画

建築面積 25.26 m²延べ床面積 40.16 m²×13 棟

付帯施設 資材農機具置場、東屋、菜園、庭

付属施設四季の森

【炭焼小屋】

木造平屋建 炭焼窯 1 基

付帯施設 管理小屋

【木工体験館】

木造平屋建 建築面積 51.34 m²

6 応募資格

農村公園指定管理者の応募資格は、以下のとおりです。

(1) 法人その他の団体であること（以下「団体」という。）

ア 法人格の有無は問いません。

イ 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。

(2) 農村公園の管理運営に主に携わる者（支配人など）にあっては、宿泊施設の運営に 1 年以上従事した経験者を配すること。具体的な予定者がある場合には、その者の業務経歴書を付すること。

(3) 管理業務の遂行に必要な以下の資格者を有すること。また自主事業等により提案する業務においても、法令に基づき必要な有資格者を確保すること。

・防火管理者、危険物取扱責任者、調理師、食品衛生管理者

(4) 団体またはその代表者および、上記(2)に該当する者が、次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等への参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けたことのある者

オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同項を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていない者

(5) 複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

7 指定管理者候補者の募集

(1) 募集手続

ア 募集要項の配布

- (ア) 配付期間 令和 6年9月2日(月) から9月30日(月) まで
- (イ) 配布場所 辰野町役場 産業振興課(又は町ホームページ掲載)
- (ウ) 配付時間 土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 募集説明会および施設見学会の開催(希望があれば)

業務の仕様等の内容についての説明会および施設の見学会を開催しますので、下記申込先へ申込みのうえ出席をお願いします。

- (ア) 開催日時 令和 6年9月14日(土) 午後1時30分から
(説明会終了後、施設の見学会を開催します)

- (イ) 開催場所 農村公園(かやぶきの館)

- (ウ) 参加人数 各団体2名以内

- (エ) 申込み期限 令和 6年9月9日(月)

- (オ) 申込先 辰野町役場産業振興課

電話 0266-41-1111(内線2148)

ウ 指定管理者指定申請書類の受付

- (ア) 受付期間 令和 6年9月2日(月) から9月30日(月) まで
- (イ) 受付方法 辰野町産業振興課あてに、持参または郵送のいずれかで提出してください。
(郵送の場合は、9月30日(月) 必着)
- (ウ) 受付時間 持参の場合、土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

エ ヒアリングの実施及び応募内容のプレゼンテーションについて

申請内容について、必要に応じヒアリングを行います。また申請内容についてプレゼンテーションしていただきます。

オ プロポーザルの実施

辰野町公の施設の指定管理者候補者選定委員会及び指定管理者候補者選定審査会において、プロポーザル方式により事業者を選定します。実施内容、日時については、申込業者に改めて通知します。

カ 選定結果の通知

候補者の選定結果は、郵送で通知します。

キ 指定管理者の指定・協定の締結

町議会の議決を経て指定管理者を指定し、協定書を締結します。

(2) 応募時の提出書類

	提出書類	様式等	グループ申請の場合の提出者
1	指定管理者指定申請書	様式第1号	代表団体
2	事業者の概要	様式第2号	代表団体と構成団体
3	誓約書	様式第3号	代表団体と構成団体
4	グループ申請に係る構成団体の委任状	様式第4号	代表団体
5	定款、寄付行為、規約、役員名簿(生年月日入り)、その他これらに類する書類		代表団体と構成団体
6	法人の場合、登記事項証明書 (法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合、同条第12項の証明書)		代表団体と構成団体
7	管理業務計画書(1)、(2)、(3)	様式第5-1号、5-2号、5-3号	代表団体
8	施設の管理に係る収支計画書	様式6-1号、6-2号	代表団体

9 応募団体の経営状況を証明する書類 ア 法人の場合 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに町税の納税を証する書類 イ 法人以外の団体の場合 令和6年度の収支予算書および事業計画書ならびに令和5年度の収支決算書および事業報告書ならびに代表者の居住する市区町村長が発行する当該代表者に係る納税証明書 なお、それらの書類がなく、新たに作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出してください。	代表団体と構成団体
---	-----------

(3) 留意事項

- ア 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。
- イ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ウ 応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。
- オ 申請書類の他に、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。
- カ 申請書類等は、辰野町情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- キ 申請書類等の著作権は申請者に帰属しますが、指定管理者に選定された申請書類等の著作権は町の帰属となります。

(4) 募集に関する質問

応募資格を有しているもので、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票（様式第7号）により、持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールのいずれかにより、提出してください。なお、持参の場合は、土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

- ア 提出期限 令和 6年 9月20日（金）まで
- イ 提出先 〒399-0493
長野県上伊那郡辰野町中央1番地
辰野町役場産業振興課
電話 0266-41-1111（内線2148）
FAX 0266-41-4651
E-mail sangyou@town.tatsuno.lg.jp

ウ 回答方法

提出された質問に対する回答は、質問者に対してはメールまたはファクシミリにておこなうとともに、応募者及び説明会出席者全員に対しては、質問と回答をホームページにおいて公表します。

8 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補者の選定にあたっては、辰野町役場において、提出書類を精査するとともに、必要に応じ、ヒアリングを実施し、町が設置する指定管理者候補者選定委員会及び指定管理者候補者選定審査会において、手続条例および同条例施行規則に基づき、最も適当と認められる団体を選定します。なお、提案の全てが町が求める要件を満たさない場合や、予算確保が困難と見込まれる場合には、候補者なしと決定することもありますのでご留意ください。

(2) 選定基準

- ア 管理業務計画書の内容が、町民の平等な利用が確保されるものであること。

- イ 管理業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 管理業務計画書に沿った管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。
- エ 管理業務計画書の内容が、利用者のニーズに対応し、利便性の向上が図られるものであること。

(3) 評価基準

選定における評価基準は別表のとおりです。

9 問い合わせ先および応募先

〒399-0493

長野県上伊那郡辰野町中央1番地

辰野町役場 産業振興課 農政係

電 話 : 0266-41-1111 (代表) 内線2148

FAX : 0266-41-4651

E-mail : sangyou@town.tatsuno.lg.jp